

〈資料〉

家庭内暴力防止法 2008年

——カナダ・アルバータ州——

村 井 衡 平

筆者はさきに本誌の第35巻3号において、カナダ・オンタリオ州の「家庭内暴力防止法」2000年の内容を紹介したが、本号では2000年に制定され、いくどかの改正を経たアルバータ州の「家庭内暴力防止法」2008年の内容を紹介する。

前 文

アルバータ政府は、家庭を社会の基礎的な単位として承認し、評価するがゆえに、

アルバータ政府は、家庭内暴力を阻止することを委託されているがゆえに、

アルバータ政府は、家庭内暴力の被害者をさらなる暴力から保護することを委託されているがゆえに、

家庭内暴力に対する効果のある応答が家庭内暴力の犠牲者に直ちに安全な期間を提供するがゆえに、

アルバータ政府は、他の家族メンバーに対して暴力的な家族メンバーを、政府の行為および行為の結果について、他の家族メンバーに対して責任を負わせるがゆえに、

アルバータ政府は、さらなる暴力の輪を阻止し、引き止めることによって、家庭内暴力を阻止すべく命じられるがゆえに、

それゆえに、女王陛下は、アルバータ政府の助言と承認を得て、下記

のとおり制定する。

第1条 定義 (1) 本法において

- (a) “原告”とは、その人のために保護命令を請求されるか、または与えられる人を意味する。
- (b) “指命された治安判事”とは、本法の目的を達成するために、副総督によって任命された治安判事を意味する。
- (c) “緊急保護命令”とは、第2条のもとで与えられる命令を意味する。
- (d) “家族メンバー”とは、
 - (i) 互いに婚姻するか、すでに婚姻している人々：互いに成年で相互依存するか、相互依存してきた人々：または互いに親密な関係にあるか、それを継続してきた人々
 - (ii) 彼等の婚姻上の身分または彼等がいつ同居したかに関係なく、1人以上の子の両親である人々
 - (iii) 血縁、養子縁組または成年で独立した関係にある人々
 - (iv) 第1項ないし第3項に引用された人に世話もしくは監護されている子ども、または
 - (v) 裁判所の命令に従って、ある人が他の人を世話および監護している場合に、同居している人々を意味する。
- (e) “家庭内暴力”とは、
 - (i) 家族メンバーに身体傷害または財産上の損害を生じさせる故意、不注意または不作為
 - (ii) 家族メンバーに対し、財産上の損害を与えとか、身体傷害を加える旨を告げる脅迫的な行為
 - (iii) 強制的な監禁
 - (iv) 性的濫用

- (v) おとり
を含むが、しかし親または親に代わって、子に対する矯正のために実力を用いる場合に、事情のもとで合理的な範囲を越えないとき、制約されるべきではない。
- (f) “裁判官”とは、女王座裁判所の判事、地方裁判所判事または指名された治安判事を意味する。
- (g) “保護命令”とは、緊急保護命令および女王座裁判所保護命令を意味する。
- (h) “女王座裁判所命令”とは、第4条のもとで与えられる命令を意味する。
- (i) “居所”とは、原告が通常または1時的に居住する場所を意味し、かつ、原告が家庭内暴力のために立ち退いた場所を意味する。
- (j) “被告”とは、同人の不利に保護命令が請求され、または与えられる家族メンバーを意味する。
- (k) “性的濫用”とは、威力により、または威力を示して恐怖させての性的接触を意味する。
- (k·1) “おとり”とは、法律上の弁解または合法的な権威なしに、ある人によってくり返される行為であり、それが家族メンバーの個人的な安全に対する脅威となることを知っているか、または合理的に知るべきであることを意味している。
- (l) “武器”とは、刑法典（カナダ）において定義されている武器を意味している。
- (2) 第1項（k·1）にいう“行為”には、
 - (a) あちらこちらと家族メンバーまたは家族メンバーに知れている誰れかに随行すること
 - (b) 家族メンバーまたは家族メンバーに知れている誰れかと直接または間接に取引をすること
 - (c) 家族メンバーまたは家族メンバーに知れている誰れかが居住し、

仕事をし、事業を営むか、もしくは居住し、または居住している
ようであること

(d) 家族メンバーまたは家族メンバーに知れている誰れかに対して、
直接または間接に強迫的な行為をしていること

(e) その他、判事がそれを“おとり”と考えるなんらかの行為
を含んでいる。

第2条 緊急保護命令

(1) 本条のもとでの命令は、地方裁判所判事または指名された治安判
事により、被告に通知することなく、治安判事が

(a) 家庭内暴力が発生したこと、

(a・1) 申立人には被告が家庭内暴力を継続またはくり返えすであろ
うと信じる理由があること、また

(b) 重大性または緊急性の理由で、命令が申立人を直ちに保護し、
申立人と同居している他の家族を直ちに保護する重要性と緊急性
のために命令が言渡されるべきであること、

(2) 命令が言渡されるべきであるかどうかを決定するについて、地方
裁判所または指名された治安判事は、下記の事情を考慮しなければ
ならないが、それに限られることはない。

(a) (2006年に廃止)

(b) 原告に対する被告の家庭内暴力の歴史

(b・1) 原告または他の家族メンバーに対する被告による家庭内暴力
の歴史

(b・2) 家庭内暴力は反復性のものか、またはエスカレートするもの
かどうか

(c) 身体または財産に対するなにか直接の損害があるかどうか

(c・1) 年長の原告の傷つきやすさ

(c・2) 原告の子または原告が世話し監護している子を家庭内暴力に

さらすことによる効果

- (d) 原告、被告の子または原告が世話し、監護している子の最善の利益
 - (e) 家庭内暴力からの長期間の保護を準備するための安全な環境についての原告の要求
- (2・1) 何か他の事情を除外することなく、本条のもとで命令が言渡されるべきかどうかを決定するについて、地方裁判所判事または指名された治安判事により、下記の事情は排除されるべきではない。
- (a) 緊急保護命令、女王座裁判所命令または被告に対して原告と接触したり、交流したりしないことを命じるかどうかの裁判所の命令
 - (b) 被告は以前に緊急保護命令、女王座裁判所保護命令または被告に対して原告と接触したりまたは交流しないことを命じられていた
 - (c) 被告は命令が申し立てられるときに1時的に居所から不在であった
 - (d) 原告は1時的に緊急シェルターまたは他の場所に居住している
 - (e) 被告に対して判事責任が科せられたり、または多分、科せられる
 - (f) 原告は家庭内暴力が発生したのち、居所に戻り、被告と同居している
- (3) 本法のもとでの命令には、下記のどれか、または全部を含めることができる。
- (a) 居所、財産、事業、学校または原告若しくは家族メンバーの雇われている場所を含めて、被告がどこか特定の場所に出席し、近づき、または入ることを制約する規定
 - (b) 被告が原告または特定の人と交信し、もしくは契約することを制約する規定

- (c) 原告または他の家族メンバーは、居所を特定の期間、完全に占有することを許す規定—居所が共同で所有されるか、当事者の1人による単独所有であるかを問わない
 - (d) 保安官に被告を即座にまたは特定の期間内に居所から移動することを命じる規定
 - (e) 保安官に、原告の保護を確実にするため、特定の期間内に特定の人を伴って、個人所有物の移動を監査するよう命じる規定
 - (f) 家庭内暴力を犯すときに武器が使用されるか、使用すると脅かされるとき、武器を奪い取り、保管するよう命じる規定
 - (g) 地方裁判所判事または指名された治安判事が原告を直接に保護するために必要と判断するための他の規定
- (4) 本条のもとでの命令は、地方裁判所判事または指名された治安判事が適切と考える条件および期限に従うことにある。
- (5) 第5条(1)に従い、本条のもとでの命令は、命令の言渡しと同時に効力を生じる。
- (6) 本条のもとでの命令は、女王座裁判所の判事による審理において、命令が言渡されたのち、おそくとも9日後とされる再調査の予定されている日、時および場所を示さなければならない。

第3条 緊急保護命令の追認

- (1) 地方裁判所判事または指名された治安判事が緊急保護命令を言渡すとき、判事または指名された治安判事は、命令を言渡したのち、直ちに、覚書を含めて命令のコピーおよびすべての立証書面を女王座裁判所に提出しなければならない。
- (2) 第2条(6)にいう審理は、宣誓供述書による証拠および他の宣誓された証拠にもとづかなければならない。
- (3) 地方裁判所判事または指名された治安判事の面前にある証拠もまた、証拠と考えられる。

- (4) 審理において、女王座裁判所の判事は、原告または被告が出廷しているかどうかにより、
- (a) 命令を取り消し、
 - (b) 口頭の審理が行われるよう命令し、
 - (c) その事件において命令が女王座裁判所の命令による時、命令を確認し、または
 - (d) 命令を廃止し、かつ、第4条のもとで命令を言い渡す。

第4条 女王座保護命令

- (1) 本条のもとでの命令は、判事が申立人は家庭内暴力をうけていると判断するとき、申立にもとづいて、女王座裁判所の判事によって与えられる。
- (2) 本条のもとでの命令は、下記のどれか、または全部を含むことができる。
- (a) 申立人または他の家族メンバーの居所、財産、事業、学校または雇傭の場所を含めて、申立人または他の家族メンバーが定期的に出席する特定の場所に被告が出席し、近づきまたは入ることを禁止する規定。
 - (b) 被告が原告と契約し、またはなんらかの方法で原告と交渉し、原告を家庭内暴力の対象とすることを禁止する規定。
 - (c) 原告および他の家族メンバーに、特定の期間、住居が共有であるか、当事者によるリースであるか、または当事者の一方による単独所有かリースであるかを問わず、住居の完全な占有を認める規定。
 - (d) 家庭内暴力の直接の結果として、原告および被告の子ども、または原告が世話し、監護している子どもが蒙った金銭的損害、扶養、医療および歯科医の費用、移動および宿泊施設の費用、本件のもとで申立のための法定の支出および費用を請求する規定。

- (e) 車, 小切手帳, 銀行カード, 子どもの衣類, 健康保険証, 身分証明書, カギまたは必要な個人的な所有物を含めて, 一方当事者に一時的占有を認める規定。
- (f) 他方当事者がそれに利益をもっている財産について, それを取り上げ, 横領し, 損害を加えまたは他の方法で処分することを禁止する規定。
- (g) 原告を困惑または心配させるような通報をしないよう被告を制約する規定。これには, 原告および被告の弁護士または彼等の雇主, 被傭人, 共働者または他の特定された人々と共に, 直接または他の人の代理人を通じる個人的な書面または電話によるコンタクトが含まれる。
- (h) 保安官に対して, 原告を居所から特定の期間, 移動させるよう命じる規定。
- (i) 保安官に対して, 原告の保護を確実にするため, 特定の人について特定の期間, 移動を監視するよう命じる規定。
- (j) 被告に対して, 命令の条項に従うことを確認するため, 裁判所が適切と考える証書を郵送するよう要求する規定。
- (k) 被告に対して, カウンセリングをうけるよう要求する規定。
- (k・1) 第1条(1)(d)(iv)に引用される子どものためのカウンセリングを許可する規定。
- (l) 武器が家庭内暴力を犯すために使用されたか, 使用すべく脅迫されたとき, 武器を奪い取り, 保管すべく命じる規定。
- (m) 裁判所が適切と考える何か他の規定。

第5条 命令の通知

- (1) 保護命令の規定は, 人が現実に規定を認識していなければ, その人に関して効力を有しない。
- (2) 規定の通知

- (a) 緊急な保護命令は、規則に従って与えられなければならない。
- (b) 女王座保護命令は、アルバータ裁判所規則に従って与えられなければならない。

第6条 命令の申立

- (1) 保護命令の申立は、
 - (a) 家族メンバーにより家庭内暴力の対象とされたと主張する人により、
 - (b) (a)項に示された人の利益のために、同人より同意を得て、規則に示された範囲の人により、
 - (c) 判事の許可を得て、(a)項に引用された人の利益のために、誰かにより、
行なわれる。
- (2) 緊急保護命令の申立は、規則に従ってなされなければならないが、電信でなされることもできる。
- (3) 本法が別の定めをする場合を除き、本法のもとでの申立の通知は、場合に応じて、被告または原告になされなければならない。
- (4) 本法のもとで女王座裁判所への申立は、すでに手続が開始されている場合は別として、始審通知によってなされなければならない。

第7条 命令の持続期間

- (1) 第2項の規定に従い、保護命令は判事が事情のもとで適切と考える特定の期間のために許可されなければならない。
- (2) 本法のもとでの保護命令は、第3項のもとでなされる命令によって延長される場合を除いて、1年を越えないものとする。
- (3) 女王座裁判所は、申立にもとづき、保護命令の期間を1年を越えないで延長することができる。

第8条 信頼関係

- (1) 女王座裁判所および地方裁判所の事務官は、原告に関するどのような状報も秘密に保持しなければならない。ただし、原告または原告の利益のために行動する人が情報を与えることに同意するときは、この限りでない。
- (1・1) 第1項の規定にかかわらず、判事が被告は原告または他の家族メンバーの居所に立ち入らないよう命じるとき、居所のあて先は、裁判所の事務官により、命令の1部として、または命令が与えられる結果、手続が移送されるとき、開示される。
- (2) 判事は、当事者以外の公衆の全部または1部は、本法にもとでの審理から除外される旨を命じることができる。
- (3) 原告もしくは被告の請求により、または判事の発案により、判事は報告者の公開が原告、被告または原告、被告の世話または監護のもとにある子に不当な困難を生じると信じるとき、審理の全部または1部の公開を禁止する命令をすることができる。

第9条 財産および定期賃貸借権に関する命令の効果

- (1) 保護命令は、いかなる方法によっても、当事者が共同または単独で保有する不動産および動産の所有権にいかなる影響を及ぼすこともない。
- (2) 口頭、書面または黙示の合意のもとに、被告により住居が賃貸借され、その当事者でない原告がその住居の完全な占有を与えられるとき、いかなる領主も、原告がリースの当事者でないことを理由にして、原告を立ち退かせることはできない。
- (3) 第2項に示された原告の請求にもとづいて、地主は原告に対し、賃貸借の身分を注告し、原告に、賃貸借より生じる被告に対する請求を通知し、原告は原告の解釈に従って、リースのもとでの責任を引き受けることになろう。

第10条 立ち入りを許す令状

- (1) 判事は、規則に指定される人による申立にもとづいて、かつ、被告に通知することなく、宣誓にもとづく情報により、
- (a) 宣誓のうで情報を提供した人が家族メンバーへの接触を拒否し、かつ、
 - (b) 家族メンバーが家庭内暴力の対象となり、搜索された場所において発見される合理的、かつ、蓋然的な理由が存在するとき、許可証を発行することができる。
- (2) 判事によって発行される許可証は、許可証に指名された人に
- (a) 許可証に指定された場所およびその場所と接続して使用される他の建築物またはビルに立ち入ること、
 - (b) 家族メンバーを搜索し、手助けを与えまたは尋問すること、
 - (c) 家族メンバーの同意を得て、家族メンバーの支援または調査の目的で移動させること
- を許可する。

第11条 法律によって減少されない権利

保護命令の申立は、家族メンバーによる家庭内暴力の主体となっている人の現存する生存権に追加するものであり、減少させるものではない。

第12条 免除

保安官、裁判所事務官その他の人に対し何か実行したこと、実行するについて許可または公認されていたこと、悪意でそれらのどれかをする、またはしないことについて許可され、

- (a) 法律または規則によって与えられたなんらかの権限を行使し、または行使しようとするか企図したことにより、もしくは
- (b) 本法または規則によって課せられた決定または命令もしくは本

法または規則によって課せられたなんらかの義務を履行し、または履行しようとするについて、
いかなる訴も提起されないものとする。

第13条 禁止

本法のもとで、いかなる人も、悪意をもって、うわついたかまたは人を当惑させるような苦情を申し立てないものとする。

第14条 規則

委員会における副総督は

- (a) 本法において使用されるが定義されていない単語または熟語を定義し、
 - (b) 本法のもとで申立または他の手続のために従うべき手続について、
 - (c) 第6条(1)(a)に引用されている人の利益のための保護命令を申し立てることができる人々またはその種類を指定し、
 - (d) 第10条のもとで令状を請求できる人または人々の種類を指定し、
 - (e) 緊急保護命令に関して本法のもとでの通知を与え、証書を交付するに関し、
 - (f) 本法のもとでの裁判所手続より結果する記録の保有、処分または封印に関し、
 - (g) 委員会における副総督の意図を実現するのに必要と判断されるその他の手続に関し、
- 規則を制定することができる。